

すべての人を大切にすまちに

災害時、誰もが「安心」できる避難所へ
～もしものときの、私たちの人権感覚～

🗨️ 人権センター
(大路二、キラリエ草津3階)
☎563-1177、FAX563-7070

大地震や豪雨などの自然災害は、いつでも発生するかわかりません。災害そのものは誰に対しても襲いかかる可能性があります。避難生活では、その人の置かれた状況によって、困り事の内容が大きく異なります。過去の規模災害では、避難所という慣れない環境の中で、配慮が必要な人への理解不足から、深刻な人権侵害につながるケースもありました。

「気づきにくい」困り事に寄り添う配慮を

避難所には、多様な人が集まります。ちよつとした想像力と配慮が、命を守ることに繋がります。

● 高齢者や障害のある人

避難所での生活音や段差、情報の聞き取りにくさが大きなストレスになることがあります。

● 女性や子ども

着替えや授乳、衛生面など、プライバシーの確保は人権そのものです。防犯の視点も持ち、誰もが安全に過ごせる空間づくりが必要です。

● 性的マイノリティ(LGBTQ+)

トイレや更衣室、名簿への記入など、戸籍上の性別による割り振りで、心に深い傷を負ってしまうことが考えられます。

「お互いさま」の心で

避難生活では、心の余裕がなくなってしまうがちです。多様な人が集まり、普段とは違う生活をする状況だからこそ、それぞれの背景や困り事を想像することが必要です。どのような状況でも、一人一人が「お互いさま」の心で助け合いながら生活することが大切です。

「守り・守られる関係」へ

災害時に誰かを置き去りにしないためには、日頃からのつながりが不可欠です。「隣にどんな人が住んでいるか」などを知り、町内学習懇談会や防災訓練などを通じて、互いの「違い」を学び合う。こうした日常の積み重ねが、いざというときの「守り・守られる関係」を築きます。

「自分らしく、あなたらしく」生きられる草津市を、災害という非常時においても守り抜く。そんな温かな地域づくりを一緒に考えていきましょう。

物価高騰対応くらし応援給付金に関する「支給のお知らせ」や「確認書」を 対象世帯に送付しましたのでご確認ください

国の経済対策で拡充された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民の皆さんの食料品などの物価高騰による負担を軽減するため、全市民1人当たり8,000円を支給します。詳しくは、送付した案内通知か、市ホームページをご覧ください。

🗨️ 基準日(令和8年1月1日)において、市の住民基本台帳に登録されている人

● 給付金の支給手続き 2月20日から、対象となる各世帯の世帯主宛てに、通知を送付しています。

① 支給対象となる世帯主のうち、受取口座の登録がある人には「支給のお知らせ」を送付しています。原則、申請不要です。

※受取口座を変更する場合や受取辞退する場合は、3月10日(火)16:45までに、下記コールセンターに電話か、オンラインで申請してください

② 支給対象となる世帯主のうち、受取口座の登録がない人には「確認書」を送付しています。受給する場合は6月1日(月)16:45までに申請が必要です。※オンライン申請が直接、郵送で申請してください

● 支給予定日 3月末頃から順次

🗨️ 物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター ☎561-2422 ・物価高騰対応重点支援室(1階) ☎561-2420、FAX561-2480



2015年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」を理念とする、国際社会共通の目標です。先進国と途上国が一体となり、目標の達成をめざします。市でも第6次総合計画で、SDGsの視点を踏まえたまちづくりを進め、広報くさつでは、該当する記事にアイコンを表示します。



自転車の交通違反に 青切符導入!



🗨️ 交通政策課(5階) ☎561-2343、FAX561-2487

自転車の交通事故を減らすため、4月1日(水)から、16歳以上の方が自転車乗用中に行った一時不停止や右側通行、ながらスマホなどの一定の交通違反に対して「交通反則通告制度」(青切符)が適用されます。



🚲 交通反則通告制度とは

違反者が反則金を納めれば刑事罰が科せられない制度です。警察官から交付される交通反則告知書が青い紙であることから「青切符」と呼ばれています。青切符が導入されても、交通違反の指導取り締まりの基本的な考え方は変わりません。

🚲 青切符の対象となる 自転車の主な反則行為

- 1 携帯電話使用等(保持) 反則金12,000円
- 2 遮断踏切立ち入り 反則金 7,000円
- 3 車道の右側通行 反則金 6,000円
- 4 信号無視(赤色等) 反則金 6,000円
- 5 指定場所一時不停止 反則金 5,000円
- 6 イヤホンの使用(必要な音が聞こえないなどの場合) 反則金 5,000円
- 7 無灯火 反則金 5,000円
- 8 自転車の並進 反則金 3,000円
- 9 二人乗り 反則金 3,000円

※酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転などの悪質性や危険性が高い違反や、違反により交通事故を生じさせた場合などは、非反則行為(赤切符)として、従来通り刑事罰の対象となります

🚲 自転車運転者講習制度

14歳以上の方が、携帯電話使用や車道の右側通行などの交通違反で、過去3年以内に2回以上繰り返して検挙されたり、交通事故を起こしたりしたときは「自転車運転者講習」を受講しなければなりません(指定された期間内に受講しないと罰金になります)。

🚲 運転免許の停止処分

運転免許を持っている人が自転車で交通違反をした場合、運転免許の点数が付されることはありません。しかし、自転車でひき逃げ事件や死亡事故などの重大な交通事故を起こした場合や、酒酔い・酒気帯び運転をはじめとする、特に悪質で危険な違反を犯した場合は、運転免許の停止処分が行われることがあります。

🚲 ヘルメットを 着用しましょう

自転車乗用中の死者の約半分が頭部を負傷しています。ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、ヘルメットを着用していた人の約1.4倍です。自分を守るため、自転車を運転するときはヘルメットを着用するよう努めましょう。

🚲 自転車 ルールブック

青切符の詳細や自転車の基本的な交通ルール、警察の交通違反の指導取り締まりの基本的な考え方については、警察庁ホームページをご覧ください。



🚲 自転車安全安心利用 指導員を派遣します

市交通政策課では、市内の学校や地域サロン、自治会などに自転車安全安心利用指導員を派遣して、自転車を安全に安心して利用してもらうための出前講座を開催しています。青切符をテーマに講座を行うこともできますので、ぜひ申し込んでください。



🚲 交通安全シニアカレッジ受講生 募集

体験や反射材実験など参加型の講座が多く、楽しく学べます。

🕒 5～11月(全6回)

📍 市役所、滋賀県警察本部(大津市)他

🎯 市内在住で60歳以上の人

📄 20人程度(先着順)

🗨️ 市役所から会場までの送迎があります

🗨️ 3月2日(月)～4月30日(木)に担当課へ

